

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月以降も全国的に小学校等において臨時休講等が続いています。5月7日からWEB授業が再開となりましたが、自宅に子どもがいる環境下での在宅での授業対応または業務執行は難しいため、内閣府の「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」に申請し、教職員が利用できることとなりました。

通常は、仕事のためにベビーシッターを依頼した場合、対象児童1人につき1日1枚の割引券(2,200円)を利用できる制度として運用されています。今回、新型コロナウイルス感染症による特例措置として、1日の上限枚数の増加により5枚(11,000円)までの利用や非課税所得扱いの措置がとられることになり、立命館の教職員が利用するメリットが増えています。なお、特例措置は期限が定められていないことから、月単位での運用として利用を開始します。制度については、以下を確認ください。

特例措置期間中(4/1~当面の間)における利用方法について

1. 割引券利用条件(特例措置下においてのみ)

(1) 1回の利用枚数が 1枚(2,200円)以上~5枚(11,000円)までの利用を対象とします。

※2,200円以下の利用は割引券対象になりません。

(当日利用料金が6,000円の場合、割引券利用は2枚(4,400円)、1,600円は自費で支払います。)

※利用料金とは保育サービス提供対価を指し、会費・交通費・キャンセル料・食費・保険料等のサービス提供に付随する料金は対象外です。

(2) 1か月の上限枚数は 120枚 / 1家庭 です。

(3) 利用対象者(保護者)は下記の条件を満たしていることが必要です。

① 学校法人立命館に直接雇用されている。

② 配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であるなど、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない。

③ 小学校や保育所等が臨時休校・休園等になっている。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、幼稚園・児童館・保育所などで登園の自粛を要請されている場合も含まれます。

(4) 利用対象者(児童)は 乳幼児または小学校3年生までの児童 です。

※身体障害者福祉法に基づく健全育成上の世話を必要とする児童は、小学6年生まで利用対象。

(5) 対象なる保育内容は、

「家庭内における保育や世話およびベビーシッターによる保育所等や認可外保育施設への家庭との送迎」に限ります。

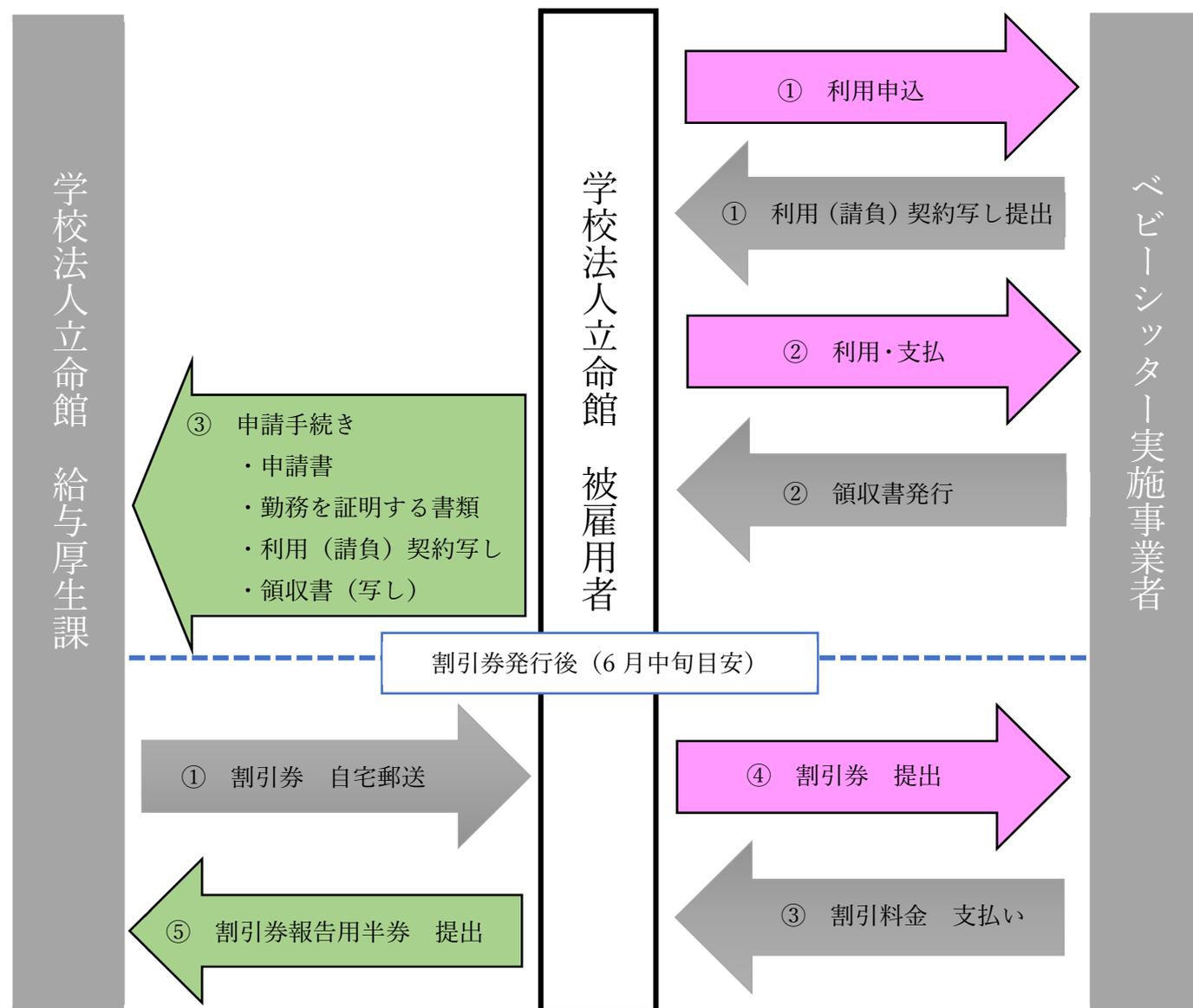
※保育施設等⇔大学(家庭外)、幼稚園⇔他の保育施設の送迎などは対象外です。

(6) 多胎児においては、申請書や割引券が異なります。多胎児の方は別途、給与厚生課までお問合せください。

(7) 割引券は、紛失などによる再発行はできかねますので、予めご了承ください。

※割引券が立命館に届くまでは利用料は自己負担（立替）となります。

2. 利用の流れ



3. 利用の注意点

① 利用申込	割引券の利用は、内閣府の承認を受けた企業主導型ベビーシッター派遣事業の登録業者（割引券等取扱事業者）に限ります。（【別紙1】を参照ください）保育サービス利用前に、かならず登録業者に割引券が利用可能かご自身でご確認ください。
② 利用・支払	割引券が立命館へ到着するまでは、当面の間は全額自己負担となります。ご了承ください。
③ 立命館への申請手続き *申請後、割引券を配付します。	<ul style="list-style-type: none"> 企業主導型ベビーシッター割引券 利用申請書（人事WEBよりダウンロード） 業務を証明する書類など（出講簿、会議資料、出勤簿、会議案内メールなど） 利用（請負）契約が確認できる書類（登録業者より発行される利用（請負）契約書の写し など） 領収書写し（利用日時・時間・金額が確認できるもの）

④ 割引券本券	割引券裏面の事由欄に「〇月〇日 〇〇保育園が臨時休園となったため」など休校等の理由を記載した上で「割引券本件（右半分）」を登録業者へご提出ください。事由欄に上記記載がない場合は、特例措置分としての利用ができないため、利用枚数制限がかかります。必ず記載ください。
⑤ 割引券報告用半券	立命館に提出する「報告用半券」に、利用した登録業者が利用日など記入する欄があります。また、④と同じく、 <u>割引券裏面の事由欄に休校等の事由を記入ください</u> 。事由欄に上記記載がない場合は、特例措置分としての利用ができないため利用枚数制限がかかります。必ず記載ください。 内閣府へ報告義務があるため、お手元に <u>割引券が到着しましたら 2 週間以内に「報告用半券」を給与厚生課へご提出ください</u> 。報告用半券を学内便にて送付する場合は、送達便をご利用ください。 割引券の補助対象とならない料金について、ベビーシッター・ホームヘルパー補助制度（立命館の制度）を利用する場合は、報告用半券を提出すると同時に「ベビーシッター・ホームヘルパー利用補助申請書」を提出してください。

4. ベビーシッター・ホームヘルパー利用補助（立命館の制度）のご案内

割引券の補助対象とならない料金について、学内制度を利用することも可能です。

但し、1 回あたりの保育において、割引券と本制度を同時利用する場合は、給与厚生課へ「報告書半券」を提出する際に本制度申請書を同時にご提出ください。同時提出の場合のみ、制度の同時利用を認めます。

【ベビーシッター・ホームヘルパー利用補助 概要】

- ・小学校 6 年生まで対象
- ・年額上限 60,000 円
- ・会費・交通費・キャンセル料・食費・保険料等のサービス提供に付随する料金（割引券の対象外）について、保育料とセットであれば対象

※サービス提供に付随する料金のみ申請は、補助対象外です。

※必要書類などの詳細は人事WEBをご参照ください。

5. 問い合わせ・申請書類ご提出先

学校法人立命館 人事部給与厚生課 E-MAIL：rnursery@st.ritsumei.ac.jp

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業担当

〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町 1 外線：075-813-8150 内線（510）2133

令和元年度 割引券等取扱事業者一覧

令和元年10月現在

請負型事業者	
1 (株) 赤門マミーサービス	2 (株) 明日香
3 NPO法人 アリスチャイルドメイト	4 (株) アリス
5 (株) アルファコーポレーション アルファ・キッズ・クラブ	6 (株) アンティールホールディングス (株)
7 (株) イコニコ・カンパニー	8 イソイズ (株) ポピンズサービス京都
9 (有) ウイズ	10 (株) エヌシーエムエージャパン
11 (株) エルバ	12 (株) 大崎ホームヘルプサービス
13 オフィスポケット (株) マーマ本部	14 (株) クラッシー ステラ事業部
15 (株) ケアサポート金沢	16 (株) ケアメイトサービス チャイルドケアサービスびよびよ
17 (株) 子育て支援	18 (株) コマーム
19 (有) 札幌シッターサービス	20 サンフラワー・A (株)
21 (株) JAHC	22 (株) シェヴ
23 (株) したん	24 (株) ジャパンベビーシッターサービス
25 (株) 小学館集英社プロダクション ベビーシッターのハズ	26 (株) スマートシッター
27 (株) スマイルパートナー	28 (株) タカミサプライ
29 (株) タスク・フォー スラビットクラブ本部	30 (有) ティンクルプランニング
31 (株) テノ, サポート	32 (株) テンダーラビングケアサービス
33 (株) TWO CARAT	34 (株) トットメイト
35 トレンディワールド (株)	36 (株) ナチュラル マミー東京
37 (株) 西日本介護サービス ウイズキッズ長丘	38 (株) 日本デイケアセンター
39 (株) ネス・コーポレーション	40 認定NPO法人ノーベル
41 (有) ノトス 保育事業部ちいさいプツテ	42 (株) パザバ情報操教育研究所
43 (株) ハッピーナース ミルキーホーム	44 ハニークローバー (株)
45 (株) パワーネット サマンサ	46 HITOWAキャリアサポート (株) わらべうた
47 ファミリエクラブ (株)	48 (株) ファミリー・サポート バンビーノクラブ
49 ファミリーベル (有) マーマ埼玉	50 (株) プリマベラジャパン
51 認定NPO法人フローレンス	52 (有) ベビーヘルパーPOPO
53 (有) ポピィ	54 (株) ポピンズ ポピンズナニーサービス
55 (株) ポレ・ポレ	56 (株) マイスタイル ポストメイトシッターサービス
57 (株) mai・chai・mai	58 (有) マザーグース
59 (株) マザーネット	60 (株) ママ・サービス
61 (株) ママMATE	62 (株) マミーズファミリー
63 マミーヒルズ (株)	64 (株) メアリーポピンズ
65 (有) メイコーポレーション マミーズサービス	66 mormor (株)
67 (株) ヤクルト山陽 プティット	68 (株) ようよ
69 (株) ラヴィ	70 ル・アンジェ (株)
71 (株) O n e & O n l y	

マッチング型事業者	
1 (株) キッズライン	2 (株) ネクストビート